

ID: 192

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	延滞金の徴収(西東京市道路占用料等徴収条例第5条の準用)		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市特定公共物管理条例 第9条第2項		
例 規 番 号	平成14年条例第11号		
【根拠条文】 (占用料の徴収等) 第9条 市長は、占用者等から特定公共物の占用料を徴収する。 2 前項の規定による占用料の徴収については、西東京市道路占用料等徴収条例(平成13年西東京市条例第130号)第2条から第5条までの規定を準用する。 【基準】 準用する西東京市道路占用料等徴収条例第5条の規定による。 (延滞金の額) 第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日